

## 手荷物預かりサービス利用約款

(総則)

第1条 この手荷物預かりサービス利用約款（以下「本約款」といいます。）は、公益社団法人奈良市観光協会（以下「当協会」といいます。）が提供する「手荷物預かりサービス」（以下「本サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。

2 本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ本約款に同意したものとみなし、本約款の内容が利用者との本サービスの利用に関する契約の内容となります。

3 本約款に規定のない事項については、本サービスの提供場所での案内、法令又は一般の慣習によります。

4 当協会は、前三項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

5 当協会は、本約款を変更することができます。この場合、当協会は当協会ウェブサイトにて変更適用日及び変更後の内容を周知するものとします。（<https://narashikanko.or.jp/>）

6 利用者が、変更適用日以降に本サービスを利用した場合には、本約款の変更に合意したものとみなし、当協会と利用者との間では、本約款の変更後の内容が本契約の内容となるものとします。ただし、手荷物の預かりが1日以上となる場合であって、利用者が手荷物を預けた日の翌日から手荷物の引渡しの日までの間に本約款の変更適用日がある場合には、当該手荷物については、利用者が手荷物を預けた日の時点での本契約の内容が適用されるものとします。

(提供場所および取扱時間)

第2条 本サービスの提供場所は、奈良市総合観光案内所（奈良市三条本町 1082 番地）とし、本サービスの取扱時間は、奈良市総合観光案内所に掲示する時間とします。

(手荷物の大きさ及び重量)

第3条 本サービスにおいて、お預かりできる手荷物は、長さ、幅、厚さ 3 辺の合計が 200 cm以内とします。ただし、長尺のスポーツ用品等はこの限りではありません。

(お預かりできないもの)

第4条 次の各号に掲げるものを内容品とする手荷物については、本サービスのご利用はできません。

- (1) 火薬類その他危険物
- (2) 液体物、臭気を発するもの、不潔な物品等他の手荷物に影響や損害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 現金、宝石・貴金属等の貴重品及び有価証券類
- (4) 精密機器（パソコン・タブレット端末・カメラ等）
- (5) 梱包されていない陶器・ガラス製品等破損の恐れのあるもの
- (6) 外装及び内容品の価格の合計が 30 万円を超えるもの
- (7) 動物、植物、生鮮食品
- (8) 腐敗又は変質しやすいもの及び保冷や冷凍を必要とするもの
- (9) 銃砲刀剣類
- (10) 法令又は条例により移動、頒布又は所持等が禁じられているもの
- (11) その他当協会が本サービスの提供に適さないと認めるもの

(利用の拒絶)

第5条 当協会は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用をお断りします。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）の活動を助長し、又はその活動や運営に資するこ

ととなると認められるとき。

(2) 利用者が次に掲げるものであるとき。

- ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
- ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められたとき。
- エ 当協会職員に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は暴言、不当要求を行う者であると認められたとき。

(料金)

第6条 利用者は、本サービスを利用する場合、当協会が指定する料金を日本円かつ現金で支払うものとします。

- 2 利用者は、第8条第3項に規定するところにより手荷物を預けた日の翌日以降に引渡しを受けるときは、1日につき前項に規定するところの料金を追加で支払うものとします。
- 3 前二項に規定する料金には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

(手荷物のお預かり)

第7条 利用者は、当協会の指示する「お荷物お預かり証」に氏名その他必要事項を記入し、手荷物に添えて当協会に本サービスの利用を申し込むものとします。

- 2 当協会は、前項の申し込みに応じて手荷物を預かり、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者にお荷物引渡証兼領収書を交付します。

(手荷物の引渡し)

第8条 当協会は、利用者から「お荷物引渡証兼領収書」の提示を受けたときは、当該お荷物引渡証兼領収書に対応した手荷物を引き渡します。

- 2 利用者は、「お荷物引渡証兼領収書」を紛失したときは、正当権利者であることを証明するに足りる書類を提示し、手荷物の引渡しを請求するものとします。この場合、当協会が正当権利者であることを確認できないときは、手荷物を引き渡さないものとします。
- 3 手荷物の引渡しは、第2条に規定する取扱時間内に限るものとし、取扱時間内に手荷物の引取りがない場合は、翌日以降に引き渡すものとします。
- 4 前条に規定するところにより当協会が利用者から手荷物を預かった日の翌日から起算して2日以内に手荷物の引取りがない場合は、当該手荷物は遺失物として所管警察署もしくは最寄りの交番（以下「警察署等」といいます。）に引き渡すこととします。

(当協会の賠償責任)

第9条 当協会の手荷物に対する責任は、当協会が利用者から手荷物を預かった時に生じ、当協会が利用者到手荷物を引き渡した時に終了するものとします。また、第8条第4項の規定により当協会が当該手荷物を警察署等に引き渡したときも当協会の責任は終了するものとします。

- 2 当協会の取扱中、当協会の責に帰すべき事由により生じた手荷物の滅失又はき損により生じた損害については、手荷物1個につき30万円までを責任限度額とし、手荷物の価格を基準として滅失又はき損の程度に応じ責任限度額の範囲内で実損額を賠償します。
- 3 前項の規定による賠償金の請求権は、利用者が、当協会から手荷物の引渡しを受けた日又は当協会から手荷物の紛失に関する通知を受けた日の翌日から起算して30日間これを行わないことによって消滅するものとします。
- 4 利用者が第4条各号に規定する内容品を含む手荷物を預けた場合、その他利用者が本約款に違反して本サービスを利用したことが判明した場合、当協会は一切の損害について賠償責任を負わないものとします。

(料金の返還)

第 10 条 当協会は、利用者が本サービスの料金を支払った後、第 7 条第 2 項に規定するところにより「お荷物引渡証兼領収書」を交付するまでの間に、本サービスの利用の中止を申し出たときは、当協会は支払を受けた料金を返還するものとします。

2 当協会は、前条第 2 項に規定するところにより賠償金を支払う場合は、第 6 条に規定する料金を利用者に返還するものとします。

(危険品等の処分)

第 11 条 当協会は、預かった手荷物が第 4 条各号に規定するものを内容品とすることを知ったとき又は危険を回避する必要があると認めたときは、本サービスについて生じうる損害を防止するため、当該手荷物を処分することができるものとします。

2 前項の規定による処分に要した費用は、利用者が負担するものとします。

(免責事由)

第 12 条 当協会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによる手荷物の滅失又はき損等の損害については、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変等の不可抗力
- (2) 手荷物の欠陥または自然の消耗
- (3) 司法権等の発動による、関係官公署からの押収又は証拠品としての提出
- (4) 「お荷物引渡証兼領収証」の紛失又は盗用
- (5) その他当協会の責に帰さない事由

(利用者の賠償責任)

第 13 条 利用者は、故意、過失又は本約款の違反により、当協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 本サービス提供のため、当協会が知り得た利用者その他の個人情報については、本サービスの遂行のためにのみ使用するものとします。

(準拠法)

第 15 条 利用者と当協会との本約款に基づく契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

附則

本約款は、2024 年 8 月 1 日から実施